（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第二十七条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。

第百七十二条第二号中「第三百四十五条」の下に「（同法第四百四条において準用する場合を含む。）、第四百三条の三第二項又は第四百三条の四第二項」を加える。

第二百八十六条中「及び第二項」の下に「、第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）」を、「第二百八十六条の二」の下に「、第三百四十三条の二」を加える。

第二百九十三条第一項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「一年」を「二年」に改め、同条第二項中「場合も、前項と同様とする」を「ときは、三年以下の拘禁刑に処する」に改め、同条第三項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「第二百十五条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

４　第二百六十三条第二項の規定により解放された海上保安被留置者が、同条第三項の規定に違反して海上保安留置施設又は指定された場所に出頭しないときも、第一項と同様とする。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う調整規定等）

第二十八条　第三号施行日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の規定の適用については、同条中「第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第九十八条の二」とする。

２　第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百九十三条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（更生保護法の一部改正）

第二十九条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで及び第四百八十六条」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三十条　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第一項中「受刑在院者」を「在院者」に、「一年」を「三年」に改め、同条第二項中「（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の拘禁刑に処する」に改める。

（少年院法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の少年院法第百四十七条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（少年鑑別所法の一部改正）

第三十二条　少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第百二十五条第三号中「第三百四十五条」の下に「（同法第四百四条において準用する場合を含む。）、第四百三条の三第二項又は第四百三条の四第二項」を加える。

第百三十二条中「（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）」を削り、「第七十九条第三項」を「同条第三項」に、「一年」を「二年」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十七条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第二十九条」を「第三十三条」に、「第三十条―第三十三条」を「第三十四条―第三十七条」に、「第三十四条―第三十八条」を「第三十八条―第四十二条」に、「第三十九条―第四十二条」を「第四十四条―第四十六条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十七条―第四十九条」に改める。

附則第八十七条中犯罪被害者等保護法第二十一条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附則第八十七条のうち、犯罪被害者等保護法中第四十三条を第四十七条とする改正規定中「第四十三条を第四十七条」を「第四十五条を第四十九条」に改め、犯罪被害者等保護法第四十二条第二項の改正規定中「第四十二条第二項中」を「第三十三条第一項」を「第四十四条第二項中」を「第三十四条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十四条第一項（第三十八条第四項」を「第三十五条第一項（第三十九条第四項」に、「第三十八条第一項（第四十二条第四項」を「第三十九条第一項（第四十三条第四項」に改め、犯罪被害者等保護法中同条を第四十六条とする改正規定中「第四十六条」を「第四十八条」に改め、犯罪被害者等保護法第四十一条第一項の改正規定中「第四十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、犯罪被害者等保護法中同条を第四十五条とする改正規定中「第四十一条を第四十五条」を「第四十三条を第四十七条」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第四十二条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第三十五条第二項」を「第三十九条第四項」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項（第三十九条第四項」を「第四十三条第四項」に、「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十一条」を「第四十五条」に、「第四十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第四十二条第五項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十条第二項」に、「第四十二条第五項前段」を「第四十六条第五項前段」に改め、第七章第五節中同条を第四十六条とする。

附則第八十七条のうち、犯罪被害者等保護法第四十条の改正規定中「第四十一条」を「第四十三条」に改め、同条の表の改正規定中「第二十九条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十条」を「第三十六条第一項」に、「第三十七条第一項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第五節中同条を第四十四条とし、第三十九条を第四十三条とする改正規定中「第七章第五節中第四十四条」を「第四十一条を第四十五条」に、「第三十九条を第四十三条」を「第四十条を第四十四条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十八条第一項の改正規定中「第三十八条第一項中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第三項」を「第三十五条第三項」に改め、同条第四項の改正規定中「第三十四条から第三十六条まで」を「第三十五条から第三十七条まで」に、「第三十八条から第四十条まで」を「第三十九条から第四十一条まで」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第四節中同条を第四十二条とする改正規定中「第四十二条」を「第四十三条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十七条の改正規定中「第三十七条中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第三節中同条を第四十一条とする改正規定中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十六条の改正規定中「第三十六条中「第三十四条第一項」を「第三十七条中「第三十五条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、犯罪被害者等保護法中同条を第四十条とする改正規定中「第四十条」を「第四十一条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十五条第一項の改正規定中「第三十五条第一項中「第三十一条第四項」を「第三十六条第一項」に、「第三十四条第四項」を「第三十五条第一項」に改め、犯罪被害者等保護法中同条を第三十九条とする改正規定中「第三十九条」を「第四十条」に改め、犯罪被害者等保